

高額介護（介護予防）サービス費の見直し【令和３年８月施行】

１ 概要

高額介護（介護予防）サービス費について令和３年８月から、現役並み所得相当の区分を細分化した上で限度額が引き上げられます。

２ 見直し内容

利用者負担段階区分		限度額	
		～令和３年７月	令和３年８月～
生活保護の受給者等		15,000 円 (個人)	15,000 円 (個人)
世帯全員が 市町村民税非課税	・ 老齢福祉年金受給者 ・ 公的年金等の収入金額と合計所得金額 (※1) の合計が 80 万円以下の方	15,000 円 (個人)	15,000 円 (個人)
		24,600 円	24,600 円
市町村民税課税世帯で下記に該当しない場合		44,400 円	44,400 円
現役並み所得相当 (※2)	年収約 383 万円以上約 770 万円未満	44,400 円	44,400 円
	年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満		93,000 円
	年収約 1,160 万円以上		140,100 円

※1 年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた金額となります。

ただし、令和３年８月から年金所得及び土地・建物等の譲渡所得金額に係る特別控除額を差し引いた合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、所得金額調整控除に該当するときは、給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から 10 万円を控除します（当該額が 0 円を下回る場合は 0 円）。所得金額調整控除に該当しないときは、給与所得の金額から 10 万円を控除します（当該額が 0 円を下回る場合は 0 円）。

※2 世帯内の第一号被保険者の課税所得が 145 万円以上であり、かつ、第一号被保険者が一人のみの場合は年収約 383 万円以上（世帯内に他の第一号被保険者がいる場合は合計 520 万円以上）であることをいいます。

※ 令和３年１月末時点の厚生労働省からの資料に基づき作成しているため、今後変更する可能性があります。